

## 県立ひょうごこころの医療センター売店等運営事業者の 選定に係るプロポーザル方式による募集公告

公募型プロポーザル方式により、兵庫県立ひょうごこころの医療センターの指定場所において、売店等を運営する事業者を選定するので、次のとおり公告する。

平成30年11月 8日

兵庫県病院事業

兵庫県立ひょうごこころの医療センター院長 田 中 究

### 1 公募内容

#### (1) 件名

兵庫県立ひょうごこころの医療センター売店等運営事業者の選定

#### (2) 概要

兵庫県立ひょうごこころの医療センターの一部について行政財産使用許可を受け、売店等を運営する事業者をプロポーザル方式により選定する。

#### (3) 行政財産の使用許可を行う施設の概要

##### ① 所在地

神戸市北区山田町上谷上字登り尾3

##### ② 施設の名称

兵庫県立ひょうごこころの医療センター

##### ③ 許可予定箇所の位置及び許可予定面積

売店（ソーシャルセンター）1箇所

清涼飲料水自動販売機（ソーシャルセンター）1台

#### (4) 行政財産の使用許可期間

平成31年1月1日から平成33年12月31日まで

#### (5) 行政財産の使用料

##### ① 最低使用料

病院局公有財産取扱規程（平成26年病院局管理規程第4号）別表第1に定める使用料

##### ② 価格提案に係る使用料

売店等に係る売上見込額に一定の割合を乗じた額。

### 2 応募資格

次の要件をすべて満たす事業者に限り、応募することができる。

#### (1) 業務実績のある者

食料品、飲料及び日用雑貨等を販売する小売店舗で、その売り場面積がセンターの売店と同等以上のものを、過去1年以上継続して健全に経営している者。

#### (2) 許認可等の取得者

売店等の業務に当たり、食品衛生法、薬事法等の関係法令等の規程に基づく許認可等（届出を含む）が必要な場合は、応募の時点においてそれらを有すること又は事業者として選定後自ら必要な場合はその手続きを行うこと。

#### (3) 欠格要件のない者

次の①から⑥までのいずれかにも該当しない者であること。

① 兵庫県から指名停止措置を受けている者

② 成年被後见人及び被保佐人並びに被産者で復権を得ない者

③ 国税及び県税を滞納している者

④ 平成29年11月8日から平成30年1月7日（※公募開始日の前日まで）までの間に食品衛生法（昭和22年法律第233号）に違反したとして行政処分を受けた者

⑤ 兵庫県暴力団排除条例（平成22年条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は第3号に規定する暴力団員に該当する者

兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当する者

⑥ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者

### 3 参加手続

#### (1) 事務局

〒651-1242 神戸市北区山田町上谷上字登り尾3  
兵庫県立ひょうごこころの医療センター総務部総務課  
電話（078）581-1013

#### (2) 公募要項の配布

##### ア 配布期間

平成30年11月8日（木）から11月19日（月）まで（土曜日、日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

##### イ 配布場所

上記(1)に同じ

#### (3) 現地見学

参加申込書提出事業者を対象に、企画提案書を作成するために必要な許可予定箇所の現地見学を希望する者は、事前に連絡し、調整を図ったうえで認めることとする。

ア 期間 平成30年11月12日（月）から11月22日（木）（土曜日、日曜日を除く。）

##### イ 連絡先

上記(1)に同じ

#### (4) 質問及び回答

##### ア 質問方法

質問については、所定の質問書様式により行うこととし、持参するか、ファクシミリ、またはメールとする。

##### イ 受付期間

平成30年11月12日（月）から11月22日（木）まで（土曜日および日曜日を除く。）の、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

##### ウ 回答方法

平成30年11月13日（火）以降に順次、公募要項配布者全てにメールにて行う。

##### エ 質問様式提出場所

上記(1)に同じ

#### (5) 提案応募書類

##### ア 提出方法

持参もしくは郵送とする。

##### イ 受付期間

平成30年11月16日（金）から11月29日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）の、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）。郵送の場合は、平成30年11月29日（木）必着とする。

##### ウ 提出場所

上記（1）に同じ

##### エ 提出書類

- ① 企画提案書
- ② その他、公募要項に定めるもの

### 4 当選者の選定、決定及び通知の方法

#### (1) 選定方法

選定は、センターに設置する選考委員会において行う。

#### (2) 決定方法

委員会の選定結果に基づき、当選者を決定する。

(3) 当選者の通知

当選者の名称は、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取り扱い

当選者は、センターの指定場所における売店等の運営に係る行政財産使用許可の予定者となる。

5 その他

(1) 留意事項

ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は、非公開とする。

ウ 提出書類は、返却しない。

エ 提出書類について、この書面及び公募要項に定める様式に適合しない場合は無効とすることがある。

オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とする。

カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

(2) 参加に要する費用

プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

(3) その他

詳細は、公募要項による。